

骨子案素案に対する意見について懇談会で整理が必要と思われる論点

【前文及び第1章】

- ・なぜこの時期に制定するのかの意義の記述が必要ではないか。
→歴史的経過も踏まえ加筆するということがよいか。

【第2章】

- ・市民の「役割」は「責務」とするべきではないか。
→市民の具体的な義務・責務を特定することは難しいため、自治の主体としての心構えなどを「役割」とするという整理でよいか。
- ・市民の「権利」について項目として記載しなくてよいのか。
→項目として設けることはせず、他の項目それぞれの中に入れる、という整理でよいか。
- ・第1章で「事業者は分けて定義します」とあるが、事業者の役割、責務といった表現がないのではないか。
→条例案作成の際に検討する必要がある、ということよいか。

【第3章】

- ・市民参加の対象事項・参加方法の関連性が分かりにくい。
→大原則として市民の市政参加への権利を保障し、参加の機会を整備しつつ、「対象事項」に関しては「参加方法」の事項を原則行う、という趣旨でよいか。
(上記の趣旨を踏まえたうえで、例えば対象事項と市民参加の方法の記載の順序を変えたり、趣旨・説明に加筆したりする必要があるか。)
- ・住民投票について、①投票権者に外国人を含むべきか否か ②結果の公表は行うべきか否か ③成立要件について
→「別に条例で定める」でよいか。
- ・住民投票の対象事項について、骨子案素案では①廃置分合と境界変更と②それ以外として、①以外については条件をつけないこととしている。
→素案の考え方でよいか。

【第4章】

- ・議会基本条例との整合性を図る。

【第5章】

- ・財政援助出資団体（団体及び当該団体の職員）にも本条例を準用すべきではないか
→情報共有についての議論の際、責任の主体として公共的な責任を負う事業者や市民団体等を含めるべきかは今後検討が必要としているので、条例案作成の際に検討する必要がある、ということよいか。

【第6章及び第7章】

- ・ 地方自治法などの法律に記載されている事項の整理
→ 骨子案素案P7の記載（この条例では地方自治法に規定されていない事項を中心に定める）を原則としつつ、市民及び職員の日ごろからの理解と意識の向上を促す事項や武蔵野市がこれまで重要視してきた事項については、条文に盛り込む、という整理でよいか。

【第8章】

- ・ 章立て、条文として「平和」の事項が必要なのか。

【その他】

- ・ 条例の見直し規定について、記載が必要か。
- ・ 子どもの権利に関する記述が必要か。